第四十九条第１１項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第五十条第１項を次のように改める。

尾灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第37条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第三号に掲げるものを除く。）に備える尾灯にあっては、別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80％値までとし、最大光度については次表の配光表の最大光度要件の120％値までとする。」と読み替え、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添64「尾灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.まで、5.1.1.括弧書、5.3.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添64「尾灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.1.括弧書、5.3.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」とあるのは、「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。

三　カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備える尾灯にあっては、別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。

第五十条第１１項、第五十１条第１１項、第五十１１条第１３項、第五十１３条第１１項、第五十四条第１項及び第１１項並びに第五十五条の１１第１１項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第五十六条第１項を次のように改める。

制動灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第39条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第三号に掲げるものを除く。）に備える制動灯にあっては、別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80％値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120％値までとする。」と読み替え、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添70「制動灯の技術基準」の規定中2.7.、2.8.、3.3.、3.4.、5.1.1.括弧書、5.3.及び別紙１ただし書は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度については次表の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については次表の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添70「制動灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.3.、3.4.、5.1.1.括弧書、5.3.及び別紙１ただし書の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のため